

SMBC (CHINA) NEWS



SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

2018年7月26日

金融機関の資産管理業務に関する指導意見を公布 金融機関による元本・収益保証を禁止

中国人民銀行・中国銀行保険監督管理委員会・中国证券监督管理委员会・国家外貨管理局は2018年4月27日付で、「金融機関の資産管理業務の規範化に関する指導意見」（銀發[2018]106号、以下「本意見」）を共同で公布・施行しました。

本意見は、資産管理業務を「金融機関が投資家からの委託により、受託した財産の投資・管理を行う金融サービス」と定義した上で、同業務は金融機関のオフバランス業務であり、金融機関による元本・収益保証は不可であることを明確化しました。

また、本意見は、公布日から2020年末までの移行期間を設置していますが、移行期間内に新商品を発行する場合は本意見の規定に合致させる必要があります。

なお、7月20日、人民銀行より「金融機関の資産管理業務の規範化に関する指導意見関連事項のさらなる明確化に関する通知」が公布され、本意見の一部が明確化されました。また同日、銀保監会・証監会は本意見などに基づき、「商業銀行理財業務監督管理弁法（意見募集稿）」・「証券先物経営機構私募資産管理業務管理弁法（意見募集稿）」の意見募集をそれぞれ開始しており、今後公布が見込まれています。

<本意見の概要>

1. 資産管理業務

資産管理業務の定義

- 資産管理業務とは、銀行・信託・証券・基金・先物・保険資産管理機構・金融資産投資会社などの金融機関が投資家の委託を受けて、受託した投資家の財産に対して投資・管理を行う金融サービス
- 金融機関は、委託者の利益のために信義則・勤勉な職責完遂の義務を履行し、かつ相応の管理費用を受け取り、委託者は投資リスクを自ら負担し、収益を獲得
- 金融機関は、委託者との契約で合理的な業績報酬の受取を事前に約定し、業績報酬を管理費として計上できるが、商品と一対一で対応させ、一件毎の決済が必要
- 資産管理業務は、金融機関のオフバランス業務であり、金融機関は元本保証・収益保証を承諾してはならない。償還に困難が生じた場合、金融機関による資金の立替償還は不可。金融機関は、オンバランスの資産管理業務を行ってはならない

SMBC (CHINA) NEWS



SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

2. 資産管理商品

(1) 主な種類

商品	発行機関	通貨
非元本保証の理財商品	銀行	人民元/外貨
資金信託商品	信託会社	人民元/外貨
資産管理商品	証券会社/ファンド管理会社/先物会社（およびこれらの子会社）・保険資産管理機構・金融資産投資会社	人民元/外貨

(2) 募集方法による分類

商品	発行対象	発行方法	投資範囲
公募商品	不特定多数	公開発行	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 基準化債権類資産^(※1)・上場取引の株券へ主に投資 ▶ コモディティ・デリバティブ商品は投資可（ただし関連規定に合致する必要あり） ▶ 非基準化債権類資産^(※1)は条件付きで投資可（本意見では不明確だったものの、7月20に公布された人民銀行通知により追加） ▶ 未上場企業の持分投資は不可（別の規定がある場合を除く）
私募商品	適格投資家 ^(※2)	非公開発行	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 契約により約定し、債権類資産・上場または公示取引の株券・未上場企業の持分（DESを含む）・受（収）益権および法律・法規の規定に合致するその他資産に投資できるが、投資家の適合性管理の要求を厳格に執行

※1 基準化・非基準化債権類資産の定義

基準化債権類資産	非基準化債権類資産
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 等分化されており、取引可能 ▶ 情報開示が充分 ▶ 集中登記、独立委託管理 ▶ 公定価格、流動性メカニズムが完全 ▶ 銀行間市場・証券取引所などの国务院が設立に同意した取引市場の取引 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 基準化債権類資産以外のすべての債権類資産 ▶ 非基準化債権類資産に投資する場合、金融監督管理部門が制定する限度額管理・流動性管理などに関する監督管理基準を遵守 ▶ 金融機関は資産管理商品の資金で商業銀行の与信資産に直接投資してはならず、商業銀行の与信資産の受（収）益権の投資制限は金融監督管理部門が別途制定

SMBC (CHINA) NEWS



SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

※2 適格投資家の定義

	個人	法人単位
条件	<ul style="list-style-type: none"> 投資経験\geq2年 さらに、以下のいずれかに該当 家庭金融純資産\geq300万元 家庭金融資産\geq500万元 本人の年間平均収入（直近3年）\geq40万元 	<ul style="list-style-type: none"> 直近1年の年末の純資産\geq1,000万元
投資要求	<ul style="list-style-type: none"> 単一の固定収益類商品の金額\geq30万元 単一の混合類商品の金額\geq40万元 単一の権益類商品、単一のコモディティ・デリバティブ類商品の金額\geq100万元 	

※ 上記のほか、金融管理部門が適格投資家と見なすその他の場合も有

※ 借入・債券発行などにより調達した非自己保有資金を利用した資産管理商品への投資は不可

(3) 投資対象による分類

項目	投資対象	投資比率
固定収益類商品	預金・債券などの債権類資産	\geq 80%
権益類商品	株券・未上場企業の持分などの権益類資産	\geq 80%
コモディティ・デリバティブ類商品	コモディティ・デリバティブ商品	\geq 80%
混合類商品	上記各種いずれも可	いずれも $<$ 80%

(4) 資産管理商品の負債比率・優先劣後比率

商品分類	負債比率 (総資産/純資産)	優先劣後比率 (優先部分 [※] /劣後部分)
オープンエンド型公募商品	\leq 140%	優先劣後構造は不可
クローズエンド型公募商品、私募商品	\leq 200%	優先劣後構造は不可
級別私募商品	固定収益類商品	\leq 3:1
	権益類商品	\leq 1:1
	コモディティ・デリバティブ類商品、混合類商品	\leq 2:1

※ メザニン部分を含む

SMBC (CHINA) NEWS



SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

3. 元本・収益保証の認定条件

本意見では資産管理業務における「剛性兑付」（元本償還・利息支払が保証されていること）は明確に禁止されています。以下の場合には「剛性兑付」に認定される可能性があり、認定された場合、金融機関に対して行政処罰などが課されます。

剛性兑付の認定条件

- 資産管理商品の発行人・管理人が真実・公正な純額確定の原則に違反し、商品に対して元本保証・収益保証を行った
- ローリング発行などの方式を採り、資産管理商品の元本・収益・リスクを異なる投資家間で転移させ、商品の元本保証・収益保証を行った
- 資産管理商品が期日通りに償還不能・償還が困難な場合、当該商品を発行・管理する金融機関が自ら資金を調達して償還・その他の機関に代理償還を委託した
- 金融監督管理部門が認定するその他の場合

以上

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道 100 号上海環球金融中心 11 階/電話：86-(21)-3860-9000・FAX：86-(21)-3860-9999
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路 8 号 上海万都中心 12 階 1、12、13 号/電話：86-(21)-2219-8000・FAX：86-(21)-2219-8199
 上海自貿試験区出張所：上海市浦東新区世紀大道 100 号上海環球金融中心 15 階 15T21 室/電話：86-(21)-2067-0200・FAX：86-(21)-3860-9999
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街 1 号 市府恒隆広場 16 階 1606 室/電話：86-(24)-3128-7000・FAX：86-(24)-3128-7781
 北京支店：北京市朝陽区光華路 1 号 北京嘉里中心北樓 16 階 1601 号室/電話：86-(10)-5920-4500・FAX：86-(10)-5915-1080
 天津支店：天津市和平区南京路 189 号 津匯広場 2 座 12 階 /電話：86-(22)-2330-6677・FAX：86-(22)-2319-2111
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路 20 号 濱海金融街東区 E2B8 層/電話：86-(22)-6622-6677・FAX：86-(22)-6628-1333
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路 28 号 蘇州高新國際商務広場 12 階/電話：86-(512)-6606-6500・FAX：86-(512)-6606-8500
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西 2 号 國際大厦 16 樓/電話：86-(512)-6288-5018・FAX：86-(512)-6288-5028
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道 333 号 科創大厦 8 樓/電話：86-(512)-5235-5553・FAX：86-(512)-5235-5552
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路 399 号 台協國際商務広場 2001-2005 室/電話：86-(512)-3687-0588・FAX：86-(512)-6606-8500
 杭州支店：杭州市下城区延安路 385 号 杭州嘉里中心 2 幢 5 階/電話：86-(571)-2889-1111・FAX：86-(571)-2889-6699
 広州支店：広州市天河区華夏路 8 号 國際金融広場 12 階/電話：86-(20)3819-1888・FAX：86-(20)3810-2028
 深圳支店：深圳市福田区中心四路 1 号 嘉里建設広場二座 23 層/電話：86-(755)-2383-0980・FAX：86-(755)-2383-0707
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路 22 号 重慶長江國際 1 棟第 34 階 02 号/電話：86-(23)-8812-5300・FAX：86-(23)-8812-5301
 大連支店：大連市西崗区中山路 147 号 森茂大厦 4 樓-A 室 /電話：86-(411)-3905-8500・FAX 番号：86-(411)-3905-8599